

変 更 理 由

本地区は、東海道本線富士駅北口に位置し、富士本町商店街等が立地するほか、幹線道路と鉄道が交差する本市の主要な交通結節点であり、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針における将来都市像図では、都市拠点に位置付けられているため、令和3年度に地区計画を決定し、まちづくりを進めている。

富士市都市計画マスタープランにおいては、地区のまちづくりのコンセプトを「富士山を望む本市の玄関口として、個性と新しさの融合により、多くの人が集い、多様な交流が生まれるまち」として、雄大な富士山を望める本市の玄関口として、昔からあるものと新しく創られるものを良い形で融合させて富士駅周辺地区の新たな魅力・価値を創出することにより、市民や観光客等の多くの人が集まり、様々な形で交流し、賑わいが生まれるまちに再生するため、老朽化した建築物の更新にあわせ、定住人口の増加と市民・観光客等の交流による賑わいの創出を図り、再開発事業を促進するとともに、地区計画等のまちづくりルールを導入を推進することとしており、このたび、令和4年3月に富士駅北口駅前広場整備事業に着手した。

このことから、本市の玄関口としてふさわしい、交流と賑わいのあるまちづくりの実現に向けて、地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進を図るため、富士駅北口駅前広場整備事業に合せて富士駅北口周辺地区計画を本案のとおり変更する。